

- **市町村**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

市町村は、**自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域**ごとに、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



市町村は、協議の結果を公表

※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等・林地化を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

市町村が地域計画を策定

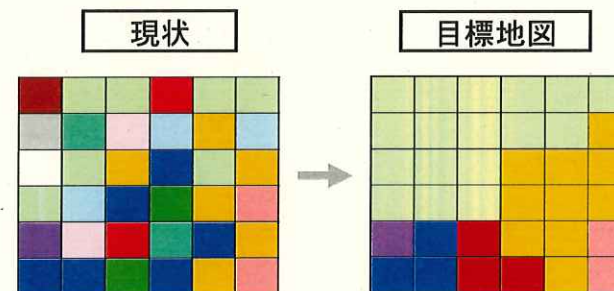
○市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標** 等

○市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

市町村は、地域計画を公告